

論文

## EU 政治における再配分／承認の葛藤

原 田 徹

〔抄 録〕

EU の政治や公共政策をめぐる問題の的確な現状把握と望ましい EU 政策のアプローチの展望を得るうえで有益な分析枠組として、ナンシー・フレイザーとアクセル・ホネットによる「再配分か承認か」の論争の構図を援用している。Ⅰでは、論争の構図から、再配分／承認をめぐる「広義のジレンマ」と「狭義のジレンマ」の析出作業を行っている。Ⅱでは「広義のジレンマ」に対応する EU の政治的対立構造を確認したうえで、EU の政策対応として「承認」だけを重視することの陥穽を特に指摘している。Ⅲでは「狭義のジレンマ」に対応する状況を、フランスの地方公共団体の公共調達ルールとして導入された「モリエール条項」をめぐる問題に見出し、その題材を通じた考察から、肯定的承認に伴う「物象化」による再配分効果の減殺に帰結するパターンを導出させてみせている。

キーワード：EU，再配分／承認，政治的対立構造，モリエール条項，公共調達

### はじめに

EU や欧州統合の正統性が問われて久しい。従来は EU の政治過程や政策過程での民意の反映が弱いという「民主主義の欠如」(democratic deficit) の観点から問題視されることが多かったし、もちろん今でもその問題の重要性に変わりはない。しかし、近年では「ポピュリズム」と称される思潮が反 EU や EU 懐疑的な言説を振りまき、それが一定規模の大衆の支持を得ていることもあって、皮肉にも民意がわかりやすい形で表出されながら EU の正統性が問われる状況が生じている。2016 年 6 月のイギリスでのブレグジットの国民投票が典型的にそれを可視化した。それですら埋没しかねないほどに、2019 年欧州議会選挙も含めて各 EU 加盟国内で選挙があるたびに EU 懐疑主義的なポピュリズム勢力の伸長状況が注視され続けている。

今の EU は果たして何がどう問題なのか。その問題に対して EU やそれに関わる政治的アク

ターらはどのような処方箋を思い描き、実践すればよいのか。このことを考えるための思考枠組みとして、本稿は、1990年代半ば以降、社会理論分野の研究者・哲学者であるナンシー・フレイザーとアクセル・ホネットの間で繰り広げられた「再配分か承認か」をめぐる論争(Fraser and Honneth 2003)の構図を手がかりとして、今日のEUの政策対応の正しさ（正義か不正義か）を見極めようとするものである。もちろんフレイザーとホネットの論争は、時期的には1990年代後半から2000年代一桁前半にかけてのものであること、さらに、基本的にはひとつの政治社会としての国民国家を暗黙の前提とする論争であって、EUのような越境的事象も射程に含めた政治状況にまで綺麗に適合的に議論を拡張できないのではないかといった留保条件はあろう。しかし、そうしたあげつらい始めればきりが無い留保条件があったとしてもなお、フレイザーとホネットの論争では、考慮すべき価値が「再配分」「承認」と2つあるという設定、さらに、それら2つの価値次元の関係性自体が論争の核となるという議論枠組そのものが、今日のEU政治の問題状況を考察するうえで非常に魅力的な枠組を提供してくれている。

筆者としては、EUでの問題状況に当てはめて考えてみる際に、ホネットよりもフレイザーの議論に優位性を感知しており、すぐ次のIでの手短な紹介でも言及するフレイザーの「パースペクティブの二元論」(perspectival-dualist frameworkないし“perspectival dualist” analysis)という概念枠組でEU政治やその政策を把握するのが有用であるだけでなく必要だと考えている。それを実際に展開してみせているのが本稿の中身である。

構成は次の通りである。Iでは、フレイザーとホネットの「再配分か承認か」の論争ポイントを整理する。そこでは、EU政治の問題状況に適用することになる「再配分か承認か」の葛藤にまつわる議論枠組として「広義のジレンマ」と「狭義のジレンマ」とを析出する。IIでは、「広義のジレンマ」の構図にEUの政治状況を重ね合わせた考察を行う。EUでの政治的対立構造を確認したうえで、近年の政治アクターらによる政策対応の実績を簡単に検証・評価する。続くIIIでは、EU政治・政策での「狭義のジレンマ」の所在を見出す題材として、2010年代半ばにフランス各地で見られた、いわゆる「モリエール条項」の問題状況を検討し、今日的なEU政策対応への示唆を引き出そうとする。最後に、広義・狭義の両面からのEU政治での再配分／承認の葛藤状況を踏まえて、その思考枠組が有する今後のEU政治やその政策対応に向けた実践的意義について言及する。

## I フレイザー・ホネット論争の構図の確認：「再配分か承認か」

### 1 「承認」優先による「再配分」軽視・隠蔽の恐れ：広義のジレンマ

政治的にリベラルないし左派とされる立場は、保守ないし右派の立場とは対極にある価値観や正義の有り様として「再配分」と「承認」をどちらも重視する。このうちで「再配分」に関する政治とは、経済的な不平等の是正をめざす運動であり、労働運動や社会主義の運動などが

その典型である。共産主義のような結果としての完全平等社会を理想状況とするものを極致としつつも、基本的には、修正資本主義的発想に基づく社会民主主義的な福祉国家制度に関する原理と言って差し支えないだろう。それに対して、「承認」の運動とは、劣等性の表象をおしつけられたマイノリティ集団が、適切な社会的評価を求める運動である(辻 2016: 45)。フレイザーの理解では「承認の政治が目指す目標をきわめて簡潔に定式化するとすれば、それは差異を肯定的に扱う世界、すなわち、対等な敬意を受ける代償としてマジョリティや支配的文化規範への同化がもはや求められることのないような世界である」(Fraser 2003a: 7)。

歴史的には、戦後の福祉国家をめぐる政治とともに「再配分」が基軸をなす時期を経てから、後発的に新たな価値規範として「承認」の運動・政治が生じたという理解が一般的である。その「承認」の運動・政治の誕生タイミングとしては概ね1970年代が想定され、これに関しては政治学分野でイングルハートによる脱物質主義的価値観の発見がよく知られている。そのイングルハートの社会調査手法を駆使して析出された新たな価値観は、主に比較的裕福な知識人層を中核として、経済成長第一主義に疑念を抱きながら、さりとして「再配分」という経済的概念だけに強く拘泥するわけでもなく、別の価値観、たとえば環境保護意識やジェンダーやマイノリティ問題、アイデンティティなどに関心を寄せる思潮として理解される。これが今日「リベラル」と呼ばれる思潮の源流であり、「再配分か承認か」のいずれかで言えば、典型的な「承認」の運動の一環として位置づけられるものである。ただし、「承認」の政治・運動の担い手は、必ずしもイングルハートが想定したような比較的裕福な人に限られるわけではなく、時代的にももう少し以前から存在したという見解もある。たとえば、ホネットもフレイザーとの論争の中で引用しているが、クレイグ・キャルホーンは「(承認の運動・政治に関わる)アイデンティティ・ポリティクスは(イングルハートが「ポスト唯物論者」と呼ぶような)比較的裕福な人々に限られた話でもない」と述べている(Calhoun 1995: 216)。

フレイザーもホネットもリベラルや左派の論客であり、両者ともに上記の「再配分」「承認」の両方の価値観に親和的で、両方ともに重要であるという考えでは一致している。それではフレイザーとホネットとの間で何が違うのか。それは書籍『再配分か承認か?』での両者による序文を読めばたちどころに理解できる。

「しかし、二人の意見が一致するのはここまでである。かたやアクセル・ホネットは「承認」というカテゴリーを配分に関する目標設定がそこから導き出されうるような基礎的で決定的な道徳概念として定式化しようとしている。したがってホネットは、再配分という社会主義的理想が承認をめぐる闘争における従属の意味しか持たないと解釈する。かたやナンシー・フレイザーは配分という目標が承認というカテゴリーに包摂されうることに疑念を持つ。したがってフレイザーは、承認ならびに再配分、そのどちらのカテゴリーも正義にとって等根源的でそれゆえ相互に還元不可能な次元として理解されることになる「パースペクティブ的二元論」を提唱する」(Fraser and Honneth 2003: 2-3)。

すなわち、ホネットは「承認」に「再配分」を包摂する「規範的一元論」をとり、「承認」の価値を実現すればそれに連動して「再配分」の問題も解決されるというスタンスをとる<sup>(1)</sup>。それに対してフレイザーは、依然として重要なままであるはずの「再配分」の価値が「承認」の運動・政治のなかで周縁化され軽視されてしまうことや、「承認」の価値だけを追求することが経済的不平等の放置・助長へとつながりかねないことを警戒するのである。そこで、フレイザーは「再配分」も「承認」もいずれかに融合してしまふことがなく、それらを相互に独立した交叉的關係として平面の座標軸における X 軸と Y 軸のように理解し、「再配分」も「承認」もそれぞれを同様の重み付けでどこまでも二面的に重視し続けていく立場として「パースペクティブの二元論」を打ち出したわけである。「批判理論は、配分をも視野に収めるパースペクティブの二元論の枠組みの中の一次元として承認を位置づけるべきなのである」(Fraser 2003b : 233)。

本稿で「再配分か承認か」における「広義のジレンマ」の構図として理解するのは、まさにこのフレイザーによる、ホネットの「承認」優先の規範的一元論に対する問題意識の構図である。すなわち、「重視しなければならない価値は本来的に二側面的であり続けるはずなのに、片方の側面だけを解決することで事足りるとされてしまうことによって、もう一方の側面が軽視・隠蔽されてしまいかねない」というジレンマ状況のことを指す。この「広義のジレンマ」と相似する状況が今日の EU の政治的対立構造でも見出せることを II で確認する。

## 2 肯定的承認に伴う「物象化」による再配分効果の減殺：狭義のジレンマ

ただし、フレイザーがホネットの規範的一元論がはらむジレンマとしてより厳密に指摘したのは、フレイザーの議論を丹念に整理した辻の表現にしたがえば、次の論理によるものである。

「貶められた文化的アイデンティティの「肯定的承認」の政策は、差別の弊害を緩和することはあっても、主流派との区別を除去するものではないから、社会的序列の完全な払拭は難しい。しかも肯定的承認の戦略はマイノリティ集団の本質化（フレイザーは「物象化」の語を用いる）を引き起こす点で問題がある。すなわちこの戦略は、集団の特定の属性を強調することで、構成員のアイデンティティの多様性や対立関係を隠ぺいしてしまう。それは集団への順応の圧力を生みだし、異なる意見を抑圧する。(中略) 厳密に言えば、「再配分と承認のジレンマ」という表現は正確ではなく、「再配分」の運動と衝突するのは、「承認」の運動一般ではなく、「肯定的な承認」の戦略なのである」(辻 2016 : 52-4)。

ホネットとの論争とは別文脈でのフレイザー自身の表現では、次の理屈こそが、本稿が「狭義のジレンマ」と位置づける「再配分と承認のジレンマ」に相当する。

「文化的価値秩序の適正化のために、肯定的な承認の運動や政策が行われる場合、これらは集団およびその文化に対する構成員のコミットメントを強化し、集団間の差異を強化する可能性が高い。しかもこの文化の内実は、ときに経済的な周縁性と結びついているから、文化への

愛着は周縁性を固定し、経済的不平等の是正を阻む。この結果、再配分と承認の戦略が相互にその効果を減殺してしまうのである。これが、「再配分と承認のジレンマ」である」(Fraser 1995: 70-4)。

つまり、抜本的是正(構造変革的是正<sup>(2)</sup>)ではなく、原則は覆さないままで手直しを加えるという是正、悪く言えば「中途半端」な是正態様として「肯定的承認」に取り組むことが、かえってその対象である周縁的状况に置かれた人びとの特殊性を自他共にクローズアップさせてしまうことで、スティグマ(恥辱感)が強化されたり、「再配分」が目指す経済的不平等の是正が余計に困難になったりするというジレンマこそが着目点となっている。

この「物象化」ないし「本質化」の論理に基づく「狭義のジレンマ」が、EU政治での具体的局面でも同様の論理で生じている状況を、後のⅢで扱う「モリエール条項」の問題を題材として見ていくことになる。

## Ⅱ EUの政治的対立構造での「再配分か承認か」：広義のジレンマ

### 1 EU政治の対立構造の変遷と現況<sup>(3)</sup>

EU政治で見解が異なりがちな問題領域のことを仮に「次元」と呼ぶならば、おおむね、①経済的左右次元、②EU-国家次元、③リベラル-保守次元の3つに整理できる。ここでは、これら3つの次元の相互関係の変遷を踏まえたくて今日のEU政治的対立構造の把握に努めたい。先取りすれば、この作業を通じてⅠで導出した「再配分か承認か」の「広義のジレンマ」の構図に符合した、今日のEU政治的対立構造が浮かび上がらせることができるのである。

#### (1) 経済的左右次元

1950年代以降、欧州統合は経済分野を中心として進められ、その交渉・運営に主に従事してきたのは「加盟国政府」であった。それらは各加盟国内で各政党が単独か連立で政権に就くことで構成される。政権参加政党の多くは、加盟国内でも主要政党とされた中道右派(キリスト教民主主義)や中道左派(社会民主主義)だったが、それらの間では国内経済政策への選好が異なり、それがEUの経済統合に対する選好の差異として投影されて現れた。

1980年代に入るまで、中道右派と中道左派とは明確に選好が異なっていた。中道右派が、経済的自由主義を信奉し原理的な資本主義を是として市場への国家介入を忌避したがるのに対して、中道左派は、資本主義に伴う過度の格差の是正の観点から、規制を通じた国家による市場介入・再分配政策・福祉国家拡大を志向するスタンスだった。EUによる経済統合は、基本的には、加盟国間での既存規制の差異の除去(非関税障壁も含む加盟国間障壁の除去を通じた統合モードで「消極的統合」と呼ばれる)を通じて域内単一市場を創出せしめるという論理に基づく。すると、選好の差異ゆえに、EUに対して「中道右派が積極的で中道左派は消極的」という温度差があったことは否めない。とはいえ、消極的な中道左派も強硬な反EUというわ



けではなかった。一方、各国内で政権参加見込みが薄く周辺化されていた、より右寄りの保守・極右政党は EU による国家主権侵害への懸念から、共産党などのより左寄りの政党は資本主義への原理的敵意から、それぞれが反 EU の立場であった。

1980 年代後半から「単一欧州議定書」とともに域内単一市場のプロジェクトが進行すると、1990 年代半ば頃より中道左右政党の EU へのスタンスの逆転傾向が見られるようになった。中道左派が EU に対してより積極的となり、中道右派がより消極的に転じたのである。これは、当時 15 加盟国のうち 13 国で中道左派政党が政権に就いていたことも影響しているが、それ以上に、創出されつつある域内単一市場に対して EU が社会的規制を通じた介入（「消極的統合」とは異なり、新規の共通規制を張りめぐらせていく統合モードで「積極的統合」と呼ばれる）権限を得たことが関係している。すなわち、各加盟国の中道左派政党は、自分たちの選好を EU 規模で実現するチャンスを捉えて EU 積極派に転じ、逆に EU は域内単一市場創出のみに特化すべきで市場介入まで行うべきでないとする中道右派が EU 消極派となったのであった。

しかし、この動向と並行して、とくに各国の中道左派政党のほうが、国内経済政策で大きな妥協を迫られていた。1980 年代の民営化・規制緩和路線（「新自由主義」）の勃興に刺激を受けて、各国の中道左派政党もより市場化重視の路線（「第三の道」）へと右寄りにシフトすることを迫られ、その結果、経済政策面で従来からの中道右派の選好との違いが不明確となった。加えて、その「罪滅ぼし」として中道左派が取り組もうとした EU 規模での社会的規制による市場介入も、意気込みとは裏腹に「第三の道」路線を基調とする性質のものとなった。これが従来からの中道左派政党の支持層の有権者の離反を招き、2000 年代以降の今日的な反 EU ポピュリズム勢力の萌芽のひとつとなった。

## (2) EU－国家次元

欧州統合は、統合する分野での EU への加盟国の国家主権の委譲を伴う。そのため、ある政策分野を EU に権限委譲すべきか国家主権のままとすべきかで意見の違いが存在する。経済統合分野でも通貨・金融政策は国家主権の根幹であるとの理解から交渉が難渋したために共通通貨ユーロ実現は遅れたし、外交政策や防衛政策、難民受け入れ政策なども同様である。

この「EU－国家次元」について、各加盟国の政党の見解は、右派か左派かで綺麗に区分することは難しい。一般的には、「右派は国家主権を重視し、左派は国際協調（欧州統合）を重視する」という傾向が言われてきた。これに則してみると、左右両極に位置する勢力のうち、なるほど、「極右」は国家主権重視を理由に反 EU を唱えてきた。ところが、左派勢力は、仮にこの「EU－国家次元」では「国際協調」寄りであっても、「経済的左右次元」での「資本主義への原理的敵意」という選好を優先して反 EU の立場を示してきた。「親 EU」とされる中道左右政党でも、たとえば、イギリス保守党のように域内市場統合の消極的統合の側面では賛成だが、EU による社会的規制の権限獲得が国家主権を毀損するとして反 EU を唱えた。以上のことは、1990 年代以降、「経済的左右次元」か「EU－国家次元」か、いずれの問題領域

をより重視するのかを各政党が戦略的に選択しながら自己定位するようになったことを意味している。

### (3) リベラルー保守次元

「経済的左右次元」「EU－国家次元」と比較して後発的に芽生えた問題領域として「リベラルー保守次元」がある。「リベラル」という価値観は、脱物質主義や環境保護を端緒としつつ、男女平等、マイノリティ保護、家父長制的な伝統的価値観の拒否、新たな価値観全般への許容性、移民を含む異文化許容と多文化主義などの志向性を特徴とする。とくに環境保護の思潮は、経済成長一辺倒な価値観に懐疑的で「経済的左右次元」の左派の選好と重なる。また、「中道のなかの中道」(中道政党)として「リベラル」と自己定位する勢力も存在してきたが、これらは多文化主義的価値観を共有しつつも「経済的左右次元」では右派寄りの選好を示す。これらに対して、「保守」という価値観は、リベラルとは逆に、伝統的価値観を重視し、権威・秩序・規律を重んじるほか、愛国心(ナショナリズム)や外国人嫌いが特徴である。その部分では「EU－国家次元」での国家主権重視の反EUとしての選好を共有している。

各加盟国の国内政治では、中道政党とは別に、1968年の学生運動を経て70年代からは、環境主義を契機とする「緑の党」などのリベラル勢力が育っていった。同勢力にとってEUは国民国家を乗り越え戦争防止・平和実現する新たな試みとして肯定的に映っていた。それに対して、保守的な価値観の担い手としての「極右」勢力は、1980年代から当時の西欧諸国を中心とする加盟国内で、移民嫌いと自国民第一主義を根幹の思潮として芽生え始めた。旧植民地域や紛争地域からのイスラム系等の移民だけでなく、EU域内では別の加盟国からの労働移民も発生しうが、その「人の自由移動」の制度的促進装置とみなされたEUは「極右」勢力にとって格好の攻撃対象となってきた。リベラルと保守とでは親EUか反EUかで対称的な立場だが、いずれも国内政権参加が乏しいうちは、EU政治への直接的インパクトは限定的なものにとどまってきた。EUとしての公定的な価値観はリベラルに則るものが優勢となり、2000年に起草された欧州基本権憲章がそれを体現している。同憲章は2009年12月のリスボン条約(現行の基本条約)発効とともに完全に法的効力を持つようになった。ただし、偶然にもほぼ同時期にハンガリーのオルバン政権が誕生し、後からポーランドの「法と正義」政権も加わって、「法の支配」に脅威を及ぼすEUに懐疑的な権威主義が「保守」の追加的既定要因として前景化した。それを批判し対抗する恰好で、多様なマイノリティ保護言説なども駆使しながら親EU派としての「リベラル」勢力の言動も目立ち始めた。これが2010年代を通じて見られた「リベラルー保守次元」の構図である。

### (4) EU懐疑主義としての右派・左派ポピュリズムの伸張

以上のように、2000年代に入るまでに、主として「親EU」とされる加盟国内の中道左右政党の経済政策路線は、それを「新自由主義」と呼ぶにしろ「第三の道」と呼ぶにしろ、旧来の左派が右傾化する形で政策的にはさほど大きな違いがなくなり、イデオロギーの「曖昧化」「終

焉」が語られた。しかし、有権者は必ずしもそうではなかった。2000年代の一桁を通じて、とくに「右傾化」した中道左派政党を見限った旧来の同党支持層の有権者らによる支持政党の乗り換えが進行した。その乗換え先・吸収先として機能したのが、「リベラルー保守次元」に基軸を置いていた政党であった。リベラルな価値を体現する環境政党には、どちらかという旧来の中道左派支持層のなかでも学歴が相対的に高いエリート層が吸収される傾向があった一方で、第二次産業の工場労働者や第三次産業（サービス部門）も含めた非正規雇用労働者などは、保守サイドの極右政党支持へと流れた。極右政党は、選挙市場での党勢拡大のために、1990年代後半から「経済的左右次元」での旧来の左派的選好、すなわち福祉国家路線の重視を戦略的に唱え始めていた。「自分たちの仕事を奪い、自国の福祉を食い物にしかねない」がゆえに移民・難民排除が望ましいとする巧みな次元交差的な言説（福祉ショーヴィニズム）も展開し始め、旧来的な中道左派支持層の多くの心を捉えた。福祉ショーヴィニズムに既に1995年段階で着目していたキツェルトによると、福祉ショーヴィニズムに一番の利害関係者として最も共鳴するのは、自らの経済的な生活が、社会政策に基づいた公的年金、医療手当、失業給付等の恩恵で維持されている社会集団で、職域としてはブルーカラー労働者、低廉な事務員、あるいは年金生活者等であり、教育水準が高くない人々であるとされている（Kitschelt 1995）。これに連動して、2004年以降にEU新規加盟した中東欧諸国から北西欧への労働移民増加が、極右勢力による反移民感情の強化を加速させた。これが今日の反EUの有力な一角をなす「右派ポピュリズム」の勢力伸長の主たるメカニズムである。もちろん、この移民・難民排除などの志向性は、経済的利害の得失と関連付けることもなく、純然としたナショナリズムに立脚する立場の者たちも含んでいる。

さらに、加盟国内で、有力で信頼に足る保守・極右政党が存在しない場合には、新興の中道左派もしくはより左派の政党が形成されて、そちらに旧来の中道左派支持者が吸収されるパターンもある。これが「左派ポピュリズム」として今日定位される勢力であり、とりわけギリシャに端を発する2010年代初頭からの欧州債務危機で苦境を味わったギリシャ、イタリア、スペインなどで勢力を強めた。債務危機に陥った国では、何らかの形でEUやIMFによる援助を受ける必要に迫られ、援助＝融資の条件として、痛みを伴う緊縮財政政策の実施がEUから要求されることになった。この痛みを伴う緊縮財政政策への抵抗が、たとえば2015年1月にギリシャで政権獲得に成功したSYRIZA（急進左派連合）、スペインの新興政党ポデモス（Podemos）（2014年1月発足）などを典型例として、そのまま反EU政党の勢力拡大ないし新興の反EU政党の誕生につながった。

それでは、右派と左派のポピュリズム勢力間の関係性はどうかであろうか。福祉国家重視やEUへの懐疑的スタンスなどには共通性がありそうである。しかし、右派ポピュリズムが唱え始めた「福祉ショーヴィニズム」は、各EU加盟国の福祉国家を制度的に持続可能とするという意味で（中道も含めた）左派をたしかに惹きつけはするものの、究極的には左右間での分断



の契機をはらんでいる。すなわち、右派ポピュリズムは、自国福祉制度を維持しようとするが、そこから自国民以外の移民は排除しながら、余計な負荷としての移民を制度から排除することをも手段としながら自国福祉国家制度の持続性を確保しようとする。それに対し、左派ポピュリズムは、移民を自国民に近い形で福祉制度へと包摂しながら自国の福祉国家制度維持を志向する。つまり、左派ポピュリズムは、自国民と移民との間で福祉面での平等を図ろうとする (Emmenegger and Klemmensen 2013)。そして、この自国民と (EU 加盟国出身の) 移民との間で福祉面での平等を確保するのが、EU としての価値規範なのである。

## 2 EU の政治的対立構造と政策対応実績の評価

左右のポピュリズム勢力の立場も含めて考えると、今日の EU の政治的対立構造の様相としては、EU への賛否を直接的に問う「EU - 国家次元」を脇に置けば、「経済的左右次元」と「リベラル - 保守次元」を両軸とする 2 次元の座標図式が浮かび上がる。EU 懐疑で共通する左右のポピュリズム勢力の間でも、移民の「排除」を志向するのか「包摂」を志向するのかの違いでの究極的な分断の契機が存在することは上で指摘したばかりである。2 つの次元には重なる要素があるようにも思えるが、やはりフレイザーの「パースペクティブ的二元論」と同様に、EU の正統性問題の処方箋の戦略として、あくまでも同時並行的に「再配分」と「承認」とを二面的に同時対処する必要があるであろう。なお、EU での「承認」の価値要素とは、「リベラル」の極に対応し、移民の包摂のほか、環境保護、新たな人権概念の肯定等がメルクマールになる。

特に EU の政治的対立構造で、ホネットの「承認」優先の規範的一元論を適用してみると、「再配分」が軽視・隠蔽されるどころか、対極にある「新自由主義・緊縮財政」を所与化して不問に付してしまいかねない弊害が想定される (図 1 参照)。たとえば、「承認≒包摂<sup>(4)</sup>」の極で、ある EU 加盟国内で他の EU 加盟国出身のマイノリティたる「移民」の包摂を EU が政策として重視することを考えてみよう。この EU 政策は、リベラルや左派からはたしかに「正しい」政策として許容されるかもしれない。しかし、ホネットが想定した連動的な「再配分の実現」につながるとは簡単に言うことはできない。なぜなら、移民の「包摂≒承認」という EU による政策的推進は、国境を跨ぐ経済要素としての人の流動性の促進が既成事実的な扱いで前提化されたうえでの取り組みであるため、EU 全体としてみれば「再配分」ではなくむしろ「新自由主義・緊縮財政」との結びつきを再帰的に強化する実践 (図 1 の楕円) となってしまう矛盾を抱えるからである。リベラルな「承認≒包摂」の観点から政策対応を行うだけではただちに EU の正統性を実現することにはならず、フレイザーのパースペクティブ的二元論と同様に、やはり経済政策面で再配分的な政策を同時並行で追求していかなければならない。近年の「法の支配」に脅威を与える保守勢力との関わりでも、ともすると、「承認」というリベラルの極を強化する言動で対峙しておきさえすれば、EU の正統性が確保されると思いこみがちだが、

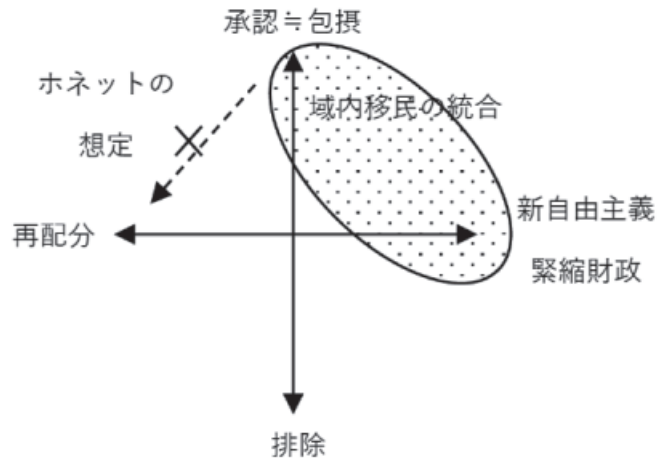


図1 EU 政治的対立構造のパースペクティブ的二元論

この発想はEUの政治的対立構造に鑑みればナイーブである。「再配分」の極を軽視・隠ぺいする発想だからである。その点で、2015年秋に欧州委員会委員長に就任したユンケルが打ち出した「欧州社会権の柱」(European Pillar of Social Rights)の取り組みは、政策的コンセプトとしては地味で、既存政策案の再整理が多く有効性が疑問視されがちではあったが、EU政策体系では周縁化されがちな「再配分」に配慮した「正しい」アプローチと評価してよいだろう<sup>(5)</sup>。

### III EU 政策が惹起する「物象化」のメカニズム：狭義のジレンマ

IIでは、EUの今日的な政治的対立構造に照らして、「再配分か承認か」の葛藤のうち、「広義のジレンマ」に則して検討した。IIIでは、「狭義のジレンマ」として、フレイザーからホネットに提示されたより厳密な意味での「再配分か承認か」の葛藤がEU政治で生じる典型状況を、いわゆる「モリエール条項」(Clause Molière)の問題を題材として検討に付したい。

モリエール条項とは、フランスの地域圏(地方公共団体)が行う公共調達において、とりわけ建設事業関連入札での応札条件として導入された、建設作業員らにフランス語の使用を課す条項のことを指す。モリエールという呼称は、コルネイユ、ラシーヌと並ぶ17世紀フランスの著名な劇作家にちなむものであり、よどみなくフランス語を話せる能力があることを象徴している。モリエール条項をめぐる問題が先鋭化したのは2016年から2018年にかけてのことであった。その条項が具体的にどのように問題となるのかは以下の行論に譲る。構成としては、まず1でモリエール条項をめぐる問題状況と顛末をやや詳しく見た後に、それを2で「再配分か承認か」の「狭義のジレンマ」の構図と重ね合わせながら検討する。

## 1 モリエール条項をめぐる問題状況

### (1) 背景と経緯

初めてモリエール条項を導入した自治体は、フランス南西部ヌーヴェル＝アキテーヌ地域圏シャラント県の県庁所在地アングレーム (Angoulême) と言われている。後に「モリエール条項の父」と呼ばれるようになった、2014年に財務担当の副市長に就任したヴァンサン・ユー (Vincent You) の尽力により、2015年内に初めてモリエール条項が導入された。アングレームでは、建設事業の公共調達に応札条件で建設労働者らにフランス語の使用を課し、もし労働者らがフランス語を話さないのならば、雇用者は通訳を一人提供しなければならないこととされた。これは外国企業にとって超過コストとなるがゆえに、応札を思いとどまらせる効果が期待される。ユーの回想によれば、初めてモリエール条項の着想につながる問題意識を持ったのは、同県内のコンフォラン総合病院 (Confolens Hospital) の立替工事中に、建設作業員がポーランド人やルーマニア人ばかりで、しかも作業員同士で互いに会話による意思疎通もできておらず、労働安全面で極めて危険な状況にあるのを目の当たりにしたときであった (La Gazette 2017)。それに公金が支出されることにも理不尽さを強く感じ、たとえ違法であっても自らが行動に出なければならないと決意したという。ユーはモリエール条項の普及のためにメディア・キャンペーンも行った。彼によれば、この条項は、第一に、国外派遣労働との競争で「地元労働者を守り、地域雇用を支える」ことを目指している。そのために彼は、法に抵触しない形で政治家らがこの条項を挿入することができるように指南するための実践ガイドまでも作成した (Le Point Économie 2017)。

これがEUの政治や政策との関わりでどのような問題を構成するのだろうか。ユーがコンフォラン総合病院の立替工事で目の当たりにしたポーランドやルーマニア人の建設作業員らは、EUの用語では「国外派遣労働者」(Posted Worker) と呼ばれる人たちに相当し、他のEU加盟国から時限的に派遣されてくる労働者のことを意味している。国外派遣労働それ自体はEC時代から見られた現象で、多くは農業、輸送、建設部門での労働だが、1996年のEU指令策定で改めてルール策定がなされた。そこでは、派遣される労働者の労働条件を派遣先地域水準と同等とすることで、派遣先地域での過度な低賃金労働を防止し、「社会的ダンプینگ」の忌避が目指された。しかし実際にはザル法であり、EU加盟国間での賃金・社会保障の条件の差異が、雇用コストを削減しようとする企業らにつけこまれて利用されてきたのであった。そのため1996年EU指令の強化のための同指令実施指令が2014年に策定された<sup>6)</sup>。重ねて2016年春には、いっそうの規制強化を目的とする、1996年EU指令本体の改訂法案が出されるに至った。

2010年代半ば段階でEU内での192万人の国外派遣労働者のうち40%が建設現場で働いていた。労働者を派遣する側の東欧のEU加盟国にとって、国外派遣労働自体は自国内でそもそも課題ですらないが、フランスも含めた西欧諸国にとっては逆である。つまり、国外派遣労働

者が過剰であり、彼らの存在による、受け入れ側のホスト国の社会モデルの毀損が危惧され始めたのである。フランス主導で西欧諸国が改革を求めてきたなかで、先述の 2014 年実施指令策定や 2016 年春の改訂法案に至っているという背景がある。フランスは国外派遣労働指令の適用自体を完全に停止するという威嚇さえ行ってきた。しかし、改訂法案に対しては、東欧を中心とする 11 カ国（デンマーク、ブルガリア、ハンガリー、クロアチア、チェコ、ポーランド、エストニア、ルーマニア、リトアニア、ラトビア、スロバキア）が 1996 年 EU 指令に基づく現行ルールからの変更にも強く反対し、法案提出主体である欧州委員会に再考を促すための制度である「イエローカード手続き」を発動したが、2016 年夏に、欧州委員会は撤回しない方針を貫いた。

改訂法案の欧州議会での審議過程では、国外派遣労働者とその派遣先地域との間での同一賃金を確保するだけでなく、「交通費や宿泊費のような国外派遣にかかるコストが、国外派遣労働者ら自身の賃金から控除されないこと」が別途要求されるなどの規制強化案を盛り込む案も出された。ホスト国の派遣先地域の最低賃金が形式的に守られればよいというわけではなく、「使用者がボーナスや 13 か月めの給与分を最低賃金の計算に含めるという慣行」で実質賃金を引き下げるやり口も封じようとしていた。これまではこうした控除の裏技が用いられることで、「フランスでは最大で 400 ユーロ（約 48,000 円）まで料金控除による国外派遣労働者の給与引き下げが可能な状態」であることが問題視された（EurActiv 2016）。ただし、欧州議会の案によると、「賃金」に含まれるものの範囲は個々の加盟国の裁量としており、これによって西欧諸国への東欧諸国による個別の働きかけの余地を残すことで、妥協成立が目指されていた。それでも東欧諸国の反対は強く 1996 年指令の改訂法案審議は滞りを見せ始めた。

このような停滞にしぶれを切らしたフランスの各地方は、一方的に、国外派遣労働者に対する差別的対応を生み出すようになってきた。建設事業でフランス国民の雇用を促進するために、いくつかの市・地域圏で、労働安全を理由として建設現場でフランス語の使用を求める条項として、アングレーム市で導入されたモリエール条項を自分たちの入札公告でも導入し始めたのである。そのモリエール条項の拡大状況を次にみてみよう。

## (2) モリエール条項のフランス各地域への拡大

2016 年から 2017 年初にかけて、フランス北部のノルマンディー地域圏、それと西で隣接するペイ・ド・ラ・ロワール地域圏、ベルギーとも接するオー＝ド＝フランス地域圏において、モリエール条項が導入された。

さらに、2017 年 2 月 9 日には、フランス南東部でスイスやイタリアと接するオーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域圏にも飛び火してモリエール条項の導入が決定された（EurActiv.fr 2017a）。この地域圏でのモリエール条項では、違反に対して契約価格の 5% 相当の違反金が課される可能性があり、不正防止のために建設現場での「監視組織」の設置も計画されていた。さらに付随して、ある公共事業の役務契約を結んだ企業による「国外派遣労働を用いない崇高

な宣言」への署名の要求、建設現場への地域圏の職員による立入検査、最低価格基準だけ選ぶのではなく最善の応札者と契約すること、これらの目的を元請けや下請け企業との間でも共有するための「地域建設の権利の章典」プロジェクトを企画することまでが含まれるという念の入れようであった。

同地域圏知事で共和党のローラン・ヴォキエ (Laurent Wauquiez) は記者会見で「フランスで働くときには労働者はフランス語を話さなければならないということだ」「われわれは国外派遣労働を求めておらず、激しく闘う」「非常に重いが正当な労働法規に服しているフランスの企業が、同様の犠牲を払っていない企業と競争させられている」「われわれはたとえ裁判になろうとも、いけるところまでいく」と述べながら強気の姿勢を見せていた。

ただし、反対や批判も同地域圏内のほかの政治勢力から出された。たとえば、オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域圏の社会党・環境グループのリーダーであるジャン＝フランソワ・デバ (Jean-François Debat) は、「わたしはこれまで長らく国外派遣労働は不公正な競争だと考えてきた」ものの、「モリエール条項は、とくに完全なフランス語の運用能力がない労働者の法的立場にとっては、「曖昧で」「実行可能性がなく」「差別的」である」と述べ、加えて、これは「極右の後追い」競争であると批判した。逆に、このように「極右」として引き合いに出された国民戦線 (現・国民連合) のクリストフ・ブドー (Christophe Boudot) 議員は、「モリエール条項というものは、(筆者注-外国人を排除しフランス国民を優先するための)「最低限の装置」でしかないにもかかわらず、その効果を過剰宣伝する「最大限のアナウンスメント効果」を狙ったものでしかない」とあざけた。要するに、共和党 (中道右派) の知事が導入したモリエール条項については、中道左派・環境、極右それぞれが別のベクトルで批判するという構図がここから読み取ることができるだろう。

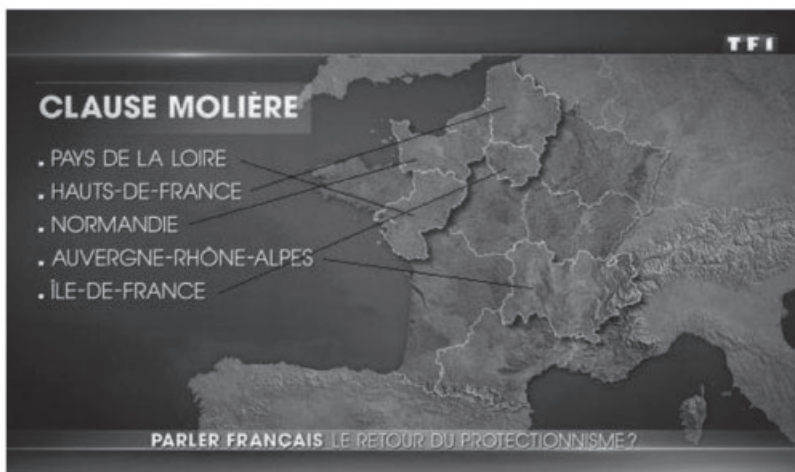


図2 モリエール条項が導入された地域圏  
出典：フランスのテレビ局 TF1 の映像に一部筆者加工



さらに、オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域圏でモリエール条項が導入された翌月、2017年3月9日には、パリを首府とするイル＝ド＝フランス地域圏で、「より多くの地方公共契約が小規模のフランス企業らとの間で結ばれること」を目指すという「小規模ビジネス法」(Small Business Act) が成立した。イル＝ド＝フランス地域圏の共和党の知事のヴァレリー・ペクレス (Valérie Pécresse) は、英語での法案名に「小規模ビジネス」と名づけることで正当化を企図したようではあるが、そこには、公的資金を用いた建設プロジェクトに従事する企業に、建設現場や輸送や研修などでフランス語を使用することを義務付ける「モリエール条項」がしっかりと含まれていた (EurActive 2017a)。副知事のジェローム・シャルティエ (Jérôme Chartier) は「この条項は必要だし、チームでやってきてそのうちの誰もフランス語を話さないような外国企業を標的としている。こうした企業には改善が必要である」と述べて同法を正当化した。

### (3) 法的懸念と反対意見

このような拡大を見せたものの、法的にはモリエール条項は実施が難しいと言わざるをえない。というのも、EU 内で国外派遣労働を認めている（改訂中であるとはいえ）現行ルール of 1996 年 EU 指令が存在することと、別途定められている EU の公共調達指令において応札条件での国籍等による差別は禁じられているため、EU 法の下でモリエール条項は違法だと考えられるからである。

実際、オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域圏内のある県は、行政裁判所に同地域圏で導入されたモリエール条項の審査を求めた。国のレベルでも、経済・財務大臣のミシェル・サパン (Michel Sapin) が、イル＝ド＝フランス地域圏がモリエール条項を採択した翌日の3月10日にはモリエール条項につき司法部門に意見を求める動きをとっていた。

純粹に法的な観点だけでなく、理念的なものも含めた反対や懸念の声も各方面から出され始めた。共和党の欧州議会議員であり、国外派遣労働に関する1996年指令の改正法案の担当報告者である、エリザベート・モラン＝シャルティエ (Élisabeth Morin-Chartier) (欧州議会の政党会派ではEPP) は、次のように述べて、モリエール条項を強く憂慮していた。「わたし自身の所属政党の内部も含めて、この条項がEUの基本的価値に抵触するという事実を取り上げてきた」「この条項は、労働者らにより多くの保障（セキュリティ）を与えることを装いながら、労働者の差別を許容するものである」(EurActiv 2017b)。すなわち、国外派遣労働者指令改正案の報告者として、モラン＝シャルティエ議員は、フランス各地でのモリエール条項の噴出が、余計に東欧諸国の態度を硬化させてしまい、国外派遣労働者指令改正案の交渉のなかでせつかく図ろうとしている繊細な妥協バランスが損なわれかねないことを危惧していたのであった。多くのフランスの地域でモリエール条項を用いて自地域の労働者らの雇用を不公正な競争から保護する一方で、他のEU加盟国からの報復によって、フランスの国外に派遣されているフランス人労働者に影響を及ぼす恐れもある。モラン＝シャルティエも次のように

述べている。「モリエール条項の支持者らは、他のEU諸国に派遣されているフランス人労働者が18万人いることをときどき忘れている。次に彼らはシェイクスピア条項、ゲーテ条項、あるいは、オルバン条項を生みだすだろう。」

産業界からのモリエール条項への批判者としては、日本で言う経団連に相当するフランスの経営者団体MEDEF(フランス企業運動)の長であるピア・ガッタズ(Pierre Gattazn)がいた。ガッタズは「このような形で同胞びいきが始まり、それがフランス国境の閉鎖や、ついにはユーロの放棄に至るだろう」と述べ、強い警鐘を鳴らした。

国民戦線党首のマリーヌ・ル・ペン(Marine Le Pen)は、モリエール条項を「恥ずべき愛国主義」と評し、「事実を明確に述べるのでもなく、国外派遣労働者指令の廃止を求めるのでもなく、むしろ、われわれは回りくどい言い方をしているだけである」として批判した。この批判の論理は、先のオーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域圏での同党議員ブドーの言葉と同じである。

EU当局の反応はどうであろうか。とくにパリを含むフランスの中心的で豊かなイル＝ド＝フランス地域圏でモリエール条項が導入されたインパクトは大きく、その頃から中東欧諸国出身の欧州議会議員らが、欧州委員会に対し、書面にてフランス各地でのモリエール条項への是非や対処方針について質問する動きが見られたが、欧州委員会の書面上の回答は「モリエール条項はEU法に抵触する可能性があると考えてはいるが、対処はフランス国内で適切に行われるものとする」として能動的対処を行う気配は見せなかった<sup>(7)</sup>。ただ当初から、雇用担当欧州委員のマリアヌス・ティッセン(Marianne Thyssen)は、ル・パリジャン紙のインタビューで「公共事業にフランス語の使用を課す条項の強制は差別的であり、法的な面ではこの条項は差別的でEU法に反すると思う」と述べていた(EurActiv.fr 2017b)。

#### (4) コンセイユ・デタ(フランス国務院)の判断

モリエール条項をめぐる問題への国務院による判断は2017年12月に相次いで出された。それによると、驚くことに、ペイ・ド・ラ・ロワール地域圏でのモリエール条項は合法であるのに対して、オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域圏でのモリエール条項は非合法であるというように、判断結果が地域圏によって異なるものとなった。判事によれば、オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプのモリエール条項は差別的であり、外国企業を犠牲にしてフランス企業を優遇する効果を持つ以上、公共調達への自由なアクセスと候補者の平等な取扱いの原則に抵触することであった。一方のペイ・ド・ラ・ロワール地域圏では、「モリエール条項」というのではなく「通訳条項」として合法であるとの判断が示された。この判断に影響を及ぼしたとされる公共調達の専門家のクレモン・グルデン(Clément Gourdain)によれば、「モリエール条項とは違って、通訳条項は、公共事業の現場で様々なアクターが相互に理解し合えるように、一定条件下での現場で通訳を必置とするものであり、とくに労働者らが自分たちの権利を知る必要がある場合、だれもがお互いに理解し合えることが重要な状況がある」と述べている(EurActiv

2017d)。通訳を置いても微妙な違いでしかないといえなくもないが、合法であるにはそれでも十分となったわけである。「EU 法は、ひとびとの安全を確保するという正当な目的を追求する場合に限って、競争を制限する要求を許容している」のであり、ペイ・ド・ラ・ロワール地域圏での通訳条項はそれゆえに許容されたことになる。

このように、国務院はモリエール条項と通訳条項とを別物として区別しようとした。国務院は、通訳条項の目的は、指示の理解や外国人労働者自身の諸権利の理解を可能とする合法的なものであるのに対して、（純然たる）モリエール条項は「建設現場でフランス語の排他的使用の強制」を目的とする非合法なものとして位置づけたのである。しかし、国務院は、通訳条項が合法であるためには「通訳料が外国企業にとって理不尽な超過コストとなってはならない」という条件を付すことを忘れてはいなかった。

## 2 「肯定的承認」が「再配分」効果減殺に至る 2 つの経路

モリエール条項をめぐる問題は上記の国務院の判断以降は終息化した。その理由は司法で決着を見る以前に、2017 年 5 月に大統領に就任した共和国前進のマクロンが優先課題として、審議が停滞していた 1996 年 EU 指令改訂案の交渉を進め、2017 年 10 月に EU 加盟国政府間で概ねの妥協が成立<sup>(8)</sup>したからであった。さらにいえば 2017 年 5 月の大統領選や翌 6 月の国民議会選挙でモリエール条項にまつわる騒動の役目は概ね終わっていたのかもしれない。同条項を導入した地域圏の知事や市長らは悉く共和党所属であり、モリエール条項は、共和党による国民向けの選挙 PR として使われていた節がある。中道右派で保守寄りの共和党は、極右の国民連合のように移民排斥を大々的に喧伝もできず、さりとて、当時の国政与党の社会党のように理念的に移民の社会的統合の価値を優先して、国外派遣労働流入を座視しているわけにもいかなかった。極右の国民連合の主張内容に国民がなびいていることへの危機感からも、ライバル陣営とは異なる共和党独自のやり方で、心情的に保護主義を望むフランス国民の声に応えようとする意識から EU 法体系では非合法となりうるのを承知のうえで導入したのがモリエール条項だったのである。

ただし、そうした個別政党の選挙戦略上の目的を含みながらも、EU の国外派遣労働規制強化交渉とそれを背景に拡大したモリエール条項のエピソードからは、先に I で導出した「再配分か承認か」の「狭義のジレンマ」に符合する状況を読み取ることができる。

対象とされる国外派遣労働者らは、たしかに抜け道だらけの 1996 年 EU 指令の下では、雇用主である派遣元経営者により自らの労働力を不当廉売されてきた恐れもあった。そこで、EU の 1996 年指令改訂案では、彼らの派遣先地域での同一労働同一賃金の実質化確保のために、宿泊費・交通費等控除禁止などの待遇・労働条件改善に向けた政策アプローチがとられた。これは抜本の変革というよりは、現状ベースの延長上に改善を施す「肯定的」な是正策にあたる。つまり指令改訂案は、「労働力が不当廉売されない地位を認める」という「肯定的承認」をめ

ざす政策案だったわけである。

しかし、ここで「狭義のジレンマ」の契機が生じる。Iで確認したように、「狭義のジレンマ」とは、「肯定的承認」の取り組みがその対象となる人びとの特殊性をクローズアップさせて「物象化」「本質化」を引き起こしてしまうがゆえに、かえって「再配分」効果が減殺されるという理屈であった。これをEUでの事例と重ね合わせると、EUの指令改訂案での理屈とモリエール条項での理屈は、フレイザー・ホネット論争とは「異なる経路」を辿るものと「同じ経路」を辿るものという分岐はありながらも、いずれも「再配分」効果を減殺するという同一の帰結をみる。どういうことか。

「異なる経路」を辿るのはEUの指令改訂案のほうである。そこでは「肯定的承認」の対象である派遣労働者たちは、待遇・労働条件改善されるがゆえに、自分たちの意思に関係なく、派遣元の経営者が雇用コスト上昇を好まずに国外派遣事案から撤退する可能性が生じる。政策立案者が保護主義的であるならば、まさにこれこそが指令改訂案の真の立法意思でもあろう。これは、対象者である国外派遣労働者にとっては、待遇・労働条件改善どころか、事業撤退に伴って当初の派遣先から得てきた利益をすべて失う形で「再配分」効果の減殺に帰結することになる。

EUの指令改訂交渉の停滞を背景として噴出したモリエール条項の理屈は、フレイザー・ホネット論争と「同じ経路」を辿って同様のジレンマに帰結する。つまり、指令改訂交渉で国外派遣労働者らが「肯定的承認」の対象とされるなかで、モリエール条項とは、彼らの「特殊性」あるいは「差異」を意図的に強調して可視化する狙いをもって「フランス語が話せないこと」に焦点を当てる手法だったのである。つまり、モリエール条項は、曖昧だった存在を鮮明な問題事象として作り上げていく「物象化」ないし「本質化」を引き起こすメカニズムとしての機能が初めから意図されていた。その帰結は、EUの指令改訂交渉の場合と同じく、国外派遣労働の派遣元経営者の忌避に連動した、国外派遣労働者への「再配分」効果の減殺である。

## むすび

本稿では、今日のEUの問題状況を的確に把握し、EU政治で追求されるべき改革アプローチや望ましいEU政策の方向性について示唆を得るために、フレイザー・ホネット論争での「再配分か承認か」のジレンマの構図を手がかりとした考察を展開してみた。実践面でのアプローチで即座に有益な視座を引き出しているのは、おそらく「広義のジレンマ」のほうであり、当初のフレイザーの問題意識と同じく、今日のEU政治でも「承認」としてリベラルな価値だけを追求しても、伝統的な経済面での「再配分」の軽視・隠蔽の恐れがあるため、二面的に同時に追求するスタンスが有望であり推奨される。それに対して「狭義のジレンマ」に相当するEUに特徴的な問題状況を、フランスでのモリエール条項を題材に検討したが、具体的な問題

状況の理論的整理の枠組として有益ではあっても、実践的な EU 政策に直結して活用できる機能性をひき出せるところには至れていない感がある。「狭義のジレンマ」としての「再配分か承認か」の葛藤の構図を、EU 政治研究という講学的次元にとどまらず、EU の政治や公共政策の実践面で活かす方策については引き続きの検討課題としておきたい。

〔注〕

- (1) ホネットが「再配分」よりも「承認」を優先することを正当化する説明で持ち出すエピソードのひとつには、たとえば次のようなものがある。「社会的に下層に位置する民衆にとって、その人たちがこうむった抑圧と不正の経験が持つ核心部分はどこにあったのかというものである。ここでもまた明らかになったのは、自分たち自身の視点からは敬意を払うに値するよう見える生活形式や業績 (Leistungen) に対して、社会の他の成員たちからは承認を得られないことが、動機面から言えば物質的な窮乏よりもはるかに重大だったということである」(Honneth 2003 : 131)。
- (2) 「肯定的・是正的再配分と肯定的・是正的承認」の組み合わせよりも「構造変革的再配分と構造変革的承認」の組み合わせのほうが本来的に優位性を有することの考察については Fraser (2003a : 72-8) を参照。
- (3) ここの議論については、鷲江義勝編『EU—欧州統合の現在』(第 4 版) 創元社 (近刊) 所収の「EU 懐疑主義・ポピュリズム」の節を参照。
- (4) 包摂の態様が「同化による包摂」か「差異を積極的に許容する包摂」かで分岐しうることは承知しつつも、ここでは議論の簡明さのため立ち入らずに議論する。
- (5) ユンケルがこの政策コンセプトの着想を打ち出したのは 2015 年 11 月である。この直前期は EU 難民危機のピークにあたるとともに、2015 年 7 月のギリシャ国民投票において、融資条件で厳しい緊縮財政を課す EU に反対する民意が鮮やかに示されたばかりの頃であった。厳密な因果関係の実証はできないが、こうした出来事がユンケルの政策判断に影響もたらしたという推測は合理的に成り立つ。
- (6) この経緯については原田 (2017) 参照。
- (7) たとえば、2017 年 3 月 20 日のチェコ出身のリベラル会派 ALDE 所属のマルチナ・ドラバヨヴァ (Martina Dlabajová) による質問に対し、欧州委員会は 2017 年 6 月 29 日に回答している。  
[http://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-8-2017-001849\\_EN.html](http://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-8-2017-001849_EN.html)  
[http://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-8-2017-001849-ASW\\_EN.html](http://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-8-2017-001849-ASW_EN.html)
- (8) その後は 2018 年 5 月 29 日の欧州議会本会議投票での可決を経て 1996 年国外派遣労働指令改正指令 (Directive (EU) 2018/957 of the European Parliament and of the Council of 28 June 2018 amending Directive 96/71/EC concerning the posting of workers in the framework of the provision of services) として成立した。これにより 1996 年指令で標準 24 ヶ月であった派遣期間上限が 12 ヶ月 (最大 18 ヶ月まで延長可能) に短縮され、宿泊費・交通費等の派遣労働者給与からの控除が禁止とされた。

〔参考文献〕

- 辻康夫 (2016) 「承認の政治と再配分の問題：ジレンマは存在するか」『北大法学論集』67 (3), 45-81。
- 原田徹 (2017) 「BREXIT と「社会給付と自由移動」をめぐる EU 政治過程：域内移民と国外派遣労働を架橋する交渉力学を中心に」『日本 EU 学会年報』37, 92-114。
- 森悠一郎 (2016) 「ナンシー・フレイザーの「再配分／承認の正義」の再検討」『ジェンダー研究』第 18 号, 15-39。



- 鷺江義勝編 (2020) 『EU—欧州統合の現在』(第4版) 創元社, 近刊。
- Craig, C. (1995) *Critical Social Theory – Culture, History, and the Challenge of Difference*. Blackwell.
- Emmenegger, P. and Klemmensen, R. (2013) Immigration and Redistribution Revisited: How Different Motivations Can Offset Each Other. *Journal of European Social Policy*, 23 (4), 406-22.
- EurActiv (2016) 2 December 2016, Parliament bids to reconcile East and West over posted workers.
- EurActiv (2017a) 11 March 2017, Paris imposes French on capital' s building sites.
- EurActiv (2017b) 17 March 2017, Molière clause threatens to sink posted workers reform.
- EurActiv (2017c) 21 March 2017, Europe still a footnote in French presidential debate.
- EurActiv (2017d) 18 December 2017, French court rules out discriminatory language rule.
- EurActiv (2018) 30 May 2018, European Parliament votes in favour of the revision on posted workers.
- EurActiv.fr, (2017a) 2017/02/10, Face aux travailleurs détachés, les régions françaises imposent la « clause Molière »
- EurActiv.fr (2017b) 2017/03/20, Marianne Thyssen juge la «clause Molière» illégale.
- European Commission (2017) Brussels, 26.4.2017 COM (2017) 250 final, Establishing a European Pillar of Social Rights.
- European Parliament, the Council and the Commission (2017) Proclamation of the European Pillar of Social Rights.  
[https://ec.europa.eu/commission/publications/european-pillar-social-rights-booklet\\_en](https://ec.europa.eu/commission/publications/european-pillar-social-rights-booklet_en)
- Fraser, N. (1995) “From Redistribution to Recognition? Dilemmas of Justice in a ‘Post-Socialist’ Age”, *New Left Review* 212, 68-93.
- Fraser, N. (2003a) “Social Justice in the Age of identity Politics : Redistribution, Recognition, and Participation.” in Fraser, N. and Honneth, A. (2003) *Redistribution or Recognition?: A Political – Philosophical Exchange*, Verso (= 加藤泰史監訳『再配分か承認か? – 政治・哲学論争』法政大学出版会, 2012年).
- Fraser, N. (2003b) “Distorted Beyond All Recognition: A Rejoinder to Axel Honneth.” in Fraser and Honneth, *op.cit.*
- Honneth, A. (2003) “Redistribution as Recognition: A Response to Nancy Fraser, in Fraser and Honneth.” in Fraser and Honneth, *op.cit.*
- Kitschelt, H. in collaboration with McGann, A.J. (1995) *The Radical Right in Western Europe*, The University Michigan Press.
- La Gazette (2017) 14/12/2017, Vincent You, maire adjoint d' Angoulême : le père de la clause « Molière ».  
<https://www.lagazettedescommunes.com/539389/vincent-you-maire-adjoint-dangouleme-le-pere-de-la-clause-moliere/>
- Le Point Économie (2017) 14/03/2017 Travailleurs détachés : l' homme qui a inventé la clause Molière.  
[https://www.lepoint.fr/economie/travailleurs-detaches-l-homme-qui-a-invente-la-clause-moliere-14-03-2017-2111728\\_28.php](https://www.lepoint.fr/economie/travailleurs-detaches-l-homme-qui-a-invente-la-clause-moliere-14-03-2017-2111728_28.php)

(はらだ とおる 公共政策学科)

2019年11月15日受理

